

院外処方せんマニュアル（保険薬局用）

1. 対象患者および院外処方せん発行時間

(1) 院外処方せんを発行する患者

- ・院外処方せんを希望する患者

(2) 院外処方せん発行時間

- ・月～金曜日 8：30～17：00（土・日・祝日・年末・年始を除く）

2. 疑義照会および報告について

(1) 疑義照会について

- ・処方内容についてはFAXでお願いします。

（病院ホームページ「院外処方せんを希望する患者さまへ」をクリックすると「保険薬局の皆様へ」があり、その中に疑義照会マニュアルがあります。疑義照会票を使用して下さい。）

- ・返答は薬剤科よりFAXで行います。

（できるだけ急いで対応したいと思います。）

- ・保険などに関するお問い合わせも疑義照会票をFAXして下さい。

（医事科で対応します。）

- ・対応時間は原則、診療時間内です・

（8：30～17：15）

(2) 後発品への変更調剤について

- ・調剤後、可能であればFAXをお願いします。

（フォーマットは決めていません。）

(3) 副作用報告について

- ・疑義照会票を用いFAXで報告して下さい。

（24時間受け付けます。）

(4) 調剤過誤・事故の報告について

- ・日本薬剤師会作成の「調剤（過誤・事故）報告書」をFAXして下さい。

（病院ホームページ「院外処方せんを希望する患者さまへ」をクリックすると「保険薬局の皆様へ」があり、その中にマニュアルがあります。）

(5) その他の情報共有について

- ・上記（1）～（4）以外の事で病院と情報を共有したほうが良いと判断される内容につきましては、概要を記入してFAXして下さい。

（フォーマットは決めていません。）

3. 採用・中止薬品

- ・採用医薬品は、病院ホームページ「院外処方せんを希望する患者さまへ」をクリックすると「保険薬局の皆様へ」があり、その中に一覧表があります。
- ・採用承認された医薬品や採用取り消しが決定した医薬品は随時、病院ホームページに掲載します。

4. 処方せんの紛失（有効期限内）

- ・保険薬局からの電話での再発行依頼は受け付けません。
患者来院後に手続きを行いますので、来院を促して下さい。

5. 院外処方せんの手書き修正について

- ・院外処方せんに、有効期限（医師の訂正印があります。）以外で手書きした処方内容がある場合、当該処方せんは無効です。
- ・公費・保険などの記号番号を手書きで修正・書き足す場合があります。その際、修正した箇所に訂正印を押印しますので有効処方せんとして取り扱い下さい。

平成 27 年 3 月 作成

見附市立病院

住所：見附市学校町 2 丁目 13 番 50 号

電話：0258-62-2800（代表）

F A X：0258-86-7882（薬剤科直通）